◈ あなたの清き一票でよい国よい政治

◈ この一票明るい日本の国作り

◈ お金で売るな清き一票

◈ 顔やお金で売つてはならぬ責任おもいぞこの一票

広報あいら

発行所　鹿児島県姶良郡姶良町役場
発行人　水流清高　編集人　篠田克己
(印刷所) キング堂印刷所

町の人口動態
(5月31日現在)

戸数		5,986戸
人口	男子	10,644人
	女子	12,167人
	合計	22,811人
5月の	出生	16人
	死亡	11人
	転入	105人
	転出	119人

姶良町の交通安全都市宣言

町境に安全塔

文化や経済が伸びてくると、いきおい車の数がふえます。交通量も激しさを加えます。したがって交通事故も多くなるのは、やむを得ないことだとしても、姶良町内で起る交通事故が、あまりにも多いということは、いったい、どうしたことでしょう。

昨年度の町内で起きた事故は三九件で姶良郡内で第一位、けっして名誉なこととはいえないし、毎朝、子どもを学校に送り出すことにすら気づかわれてなりません。

そこで姶良町では、去る三月の議会で交通安全都市の宣言を決議し「お互いに注意しあい交通禍をなくしよう。運転者も歩行者も交通規則をよく守ろう。そして平和な明るい町にしよう。」と新聞紙上にも掲載して呼びかけられました。町村境には安全塔や標語塔も建てられました。

しかし交通事故はこのようなことのみでは除けません。チョットの気のゆるみから起るもので、そのゆるむ気持を引しめる何らかの方法、機会をと考えさせられます

町内各機関商社や学校等の協力を得て交通安全宣伝パレードを行って、交通安全の自覚をもっともっと高めることもよい方法でしょうし標語をたくさん募って、各所にはったり、標語塔をもっとふやすことも考えられます。

いずれにしてもお互いが常に交通安全を忘れず注意することにあるようです。

このように町をあげての関心事「交通安全」には、もっと〳〵お互いが自覚に徹し交通事故禍を除きたいものです。

(町村境に立てられた安全塔)

交通規則を守り明るい社会を

近ごろ、産業や経済、文化の発展にともなって、自動車や、オートバイの発達は質的にも量的にもまことにめざましいものがあります。自動車やオートバイの増加につれて交通事故も年々ふえております。

この事故のため昨年は全国で一万二千八百五十二人、鹿児島県で百十九人の尊い人命が失なわれています。

このような事故の主な原因は、運転者や歩行者が注意を怠ったり交通規則を忠実に守らなかったために起るものであって、不可抗力による事故はほとんどないのです

わたしたちの生活にもっとも身近かな交通問題を解決するためには一人一人が交通の規則をよく守り、お互いがゆずり合う気持でいくことだと思います。

我が町ではこのような事故を起さないようみなさまのご協力とご理解を呼びかけています。

加治木警察署月別交通事故発生状況　昭35，36年

年別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭35和年	件数	1	2	3	1	4	1	3	7	5	1		3	31
	死者					1	2		1				2	6
	傷者	1	3	3	2	6		3	12	7	1		1	39
昭36和年	件数		1	3	3		3	5	5	1	5	3	6	35
	死者		1	1					2		2	1	1	7
	傷者			2	4		5	6	4	2	3	2	4	33

交通事故による死傷者年令別及び性別調

	死者			傷者			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
6才未満	13	7	20	139	66	205	152	73	225
6才～12才	7	3	10	131	71	202	138	74	212
13才～15才	1		1	58	12	70	59	12	71
16才～19才	4		4	137	22	159	141	22	163
20才～24才	9	2	11	206	37	243	215	39	254
25才～29才	7	1	8	182	34	216	189	35	224
30才～34才	5		5	152	31	183	157	31	188
35才～39才	10		10	125	38	163	135	38	173
40才～44才	7	1	8	89	22	111	96	23	119
45才～49才	6	1	7	84	27	111	90	28	118
50才～54才	4	2	6	69	26	95	73	28	101
55才～59才	6	1	7	58	18	76	64	19	83
60才以上	10	12	22	90	55	145	100	67	167
計	89	30	119	1,520	459	1,979	1,609	489	2,098

住民課だより

住所変更届などの届出は

その日から十四日以内に

▲一市町村の区域内で住所を変更された人は、新しく住所を定めた日から十四日以内に転居届をしなければなりません。(住民登録法第二二条)

▲住民票に記載してある事柄に変更を生じたときは、その日から十四日以内に変更届をしなければなりません。このような届出には、世帯主の変更、世帯の分離などがあります。(同法第二四条)

右のような変更をして正当な事由がなく、期間内に届出をしないものは五百円以下の科料に処せられます。(同法第三一条)

▲市町村役場の職員は住民登録を正確に行なうため、住民登録法第四条に規定する事項で、事実に反すると、疑がわれる相当な理由があれば、事実の調査をすることができます。(同法三〇条(一))この調査を妨げると五万円以下の罰金に処せられます。

以上のように定められていますから、届出は早目にすまされるよう望みます。

参議院議員の選挙は七月一日に決定

従来の参議院議員選挙では投票率が低く姶良町においてもご多聞にもれず、昭和三十四年執行の参院選挙のときは七二、六八%でした。

こんどの参院選は全国区五一、地方区七六計一二七名で立候補者はすでに名乗りをあげて、各地で懸命の事前運動が行なわれているようです。

立候補者三〇〇名とすれば一二七の議席を争うのは従来に比べ最も低く、その意味では盛り上がりの少い選挙といえます。

なお県の現況は地方区で自民二　社会一、共産一の計四名で、二つの椅子を争うことになります。

さあ、参議選も大詰になり目前に迫って参りました。我々町民は一人のこらず、次のスローガンの下に公明選挙の推進に拍車を加え、棄権のない、違反のない、きれいな選挙に臨みましょう。

(1)きけんなくこそって投票しましょう。

(2)買収供応を徹底的に追放いたしよう。

試みに参議院議員のあらましを次に掲げますと

参議院議員の任期は六年ですが、三年目毎に議員の半数を改選することになっています。その選挙のことを参議院議員の通常選挙といいます。

さて参院選挙は全国区と地方区との二通りの選挙区で、それぞれ同時に行われます。すなわち選挙人は、全国区で立候補した人の中から一人を選んで投票すると同時に地方区の候補者をも一人選んで、それに投票します。つまり一人の選挙人が、全国区と地方区との二票を投ずるわけで、全国区一〇〇人地方区一五〇人全体で二五〇人が参議院議員の総員です。

通常選挙ではその半数、すなわち全国区五〇人地方区七五人計一二五人を改選するわけで、本回は各々補欠一名が加わり総員一二七名となっています。

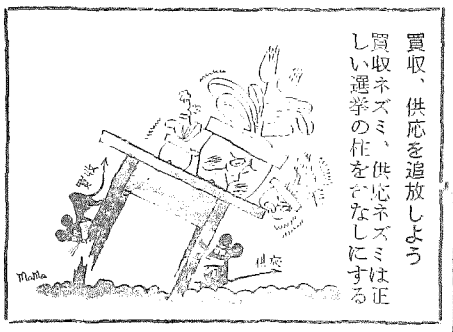

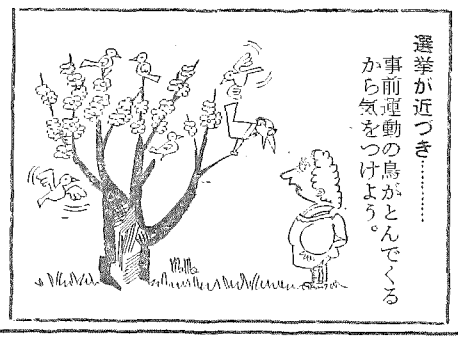

利子補給条例が改訂

町畜産振興資金

◎今後の畜産は多頭羽飼養による適正規模化で振興を図る

今までの畜産はその経営規模が小さく、農業生産性の向上に資するウエイトが低かった。

今後は農業構造を大巾に改善し農業生産性の向上を図るために多頭羽飼養することによって畜産の振興を強力に推進しなければならない。

◎利子補給の対象及貸付条件は大巾に改善されます

養鶏では常時二〇〇羽以上のもので、本年度に限り一〇〇羽以上のものを対象として従来の養鶏資金を施設と育成資金に区分し、据置償還年限が延長されます。詳細は別表のとおり

◎利子補給を受けるものは貸付農協の統制下に行わねばならない

これを故意に乱す場合は利子補給が停止されます

集団的事業は何れの職種においてもいえることですが、この集団体制を乱してその発展は望めません。

本町集団養鶏においても今後集団体制の強化は最も大切なことでありこのために利子補給も条件が付されたものです。

貸付農協としても生産農家の経営向上のために最善の努力をすべきことは申すまでもありません。

◎生産者のために有利な条例の適用体制を早急に整え有利な畜産経営と農業生産性の向上に努めましょう

現在の養鶏家の人は今年中に二〇〇羽以上にして新条例の適用を受けるよう努力して下さい。

新らしく養鶏を始める人は一年目で二〇〇羽以上にしましょう。

現在の養鶏家でこの条例の適用を受けられない経営規模の場合は旧条例の適用を受けることになります。旧条例は施設育成資金を含めて養鶏資金として一括され、据置期間五ヶ月償還年限二年です。

この期間内だけは利子補給が受けられますがその後はありません

今まで生産する和牛、乳牛、養鶏等の導入資金に対し、その利子補給が行われていましたが、姶良町家畜導入資金利子補給条例が大巾に改善されて、四月一日から姶良町畜産振興資金利子補給条例として発足することになりました。

この条例の主な点は次のとおりです。

利子補給率及貸付条件

畜種	補給の対象	補給額	経営の規模	資金の種類	据置期間	償還年限	償還方法	備考
採卵鶏	施設資金	2分5厘以内	常時200羽以上	農協資金	2年半	4年半	据置期間半年均等償還	貸付以後利子補給過元利償還 農協5分8厘内
〃	育成〃	〃	〃	〃	6ケ月	2年	〃	〃
乳牛	購入〃	〃	常時3頭以上を目標とする	〃	2年	5年	据置期間年賦償還均等	貸付以後利子補給過元利償還
生産和牛	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 昭和37年度に限り200羽以上を計画目標とし100羽以上を飼養する養鶏事業を含む

香奠返し

町社会福祉事業へ

一金弐千円也　故藤山フク様
東原西　藤山　等殿

一金壱千五百円也　故宮内淳様
森　宮内ハルエ殿

一金弐千円也　故出口ケサキク様
東　出口清治殿

亡くなった人

～五月中～

白木　大重　鶴留ス　西中間ケ　出口　岸ノ　興原　吉原　吉ウ　吉郎　永井　津野
栄一　ワカ　エケ　シヲ　サキ　減一　太郎　順吉　メノ　吉郎　ミト　エ
サ　ク

俵原　鍋倉　寺師　住吉　東　中　三町　住抬　城東　星吉　療養所
六七　六七　八一　九六　六四　八六　五七　七〇　四〇

自作農融資金の申込は早目に

農家の近代化資金として、今年度も自作農維持創設資金をいま町農業委員会で受付けています。

自立農家育成のため年五分の低利で貸付けますので希望者は早目に申込んでください。

貸付適格者は次の事項に該当する農業者（第一種兼業農家を含む）であること。

1 申請人の耕作反別が概ね五反歩以上であること

2 申請人の年令は五十才代までであること

3 申請人名義の固定資産評価額が借入申請金額より大きいこと

4 貸付対象は次のとおり

イ 農地取得資金

ロ 災害資金（天災、火災、病気）

ハ 前項イ、ロの原因による負債整理資金

ニ 相続資金

5 貸付限度

前項の取得資金については最高四〇万、維持資金については三〇万、二〇年償還　年利五分

6 その他

以上の有資格者で農業委員会が貸付を適当と認め安定計画、償還計画が確実と認定した者となっています。

くわしいことは近くの農業委員或は当農業委員会事務局にお問合せください。（農業委員会）

和牛の肥育技術（下）

前号は肥育、肉牛生産目標と去勢肥育について書きましたが、今回はホルモン肥育と尿素飼料の与え方を述べてみます。

四、ホルモン肥育

合成発情物質の経口及び非経口投与、雄性ホルモン非経口投与、抗甲状腺物質の経口投与、甲状腺の部分除去などを行って、内泌機構に変動を起させ、普通の肥育方法によって到達しうる限度以上に肥育効率を高める方法をホルモン肥育といいます。

ホルモンを投与するとなぜ肥育効果があるか。

㈠、合成発情ホルモン、天然卵胞ホルモンの投与は、下垂体前葉を刺戟して、成長ホルモンの分泌を促がすものと想像されます。

㈡、抗甲状腺剤は甲状腺ホルモンの作用を不活性化し、甲状腺機能を低下させ、脂肪の蓄積を計る。

㈢、雄性ホルモンは体内の窒素の蓄積ー蛋白の合成を促進します。

④ホルモン剤の種類

肥育に用いられるホルモン剤

㈠抗甲状腺剤だけのもの

ミート・モア・ロースモアタムラ散

㈡合成発情ホルモン剤だけのもの

牛用オイベスチン、ゾル、ヘキセステロール末、

ロースモアタムラ肥育散

㈢抗甲状腺剤＋合成発情ホルモン

カウベスト、ロースゲン、牛用アプジール、牛用ビオミート、牛用ウラジール

㈣合成発情ホルモン＋黄体ホルモン　ストラックス、エス、シノベックス

⑤ホルモン剤の効果

発情ホルモン単用と、発情ホルモン、抗甲状腺剤併用の効果の比較例

⑥ホルモン投与による副作用

㈠発情ホルモン乳頭の肥大、尾元の隆起、腰の凹陥、乗駕意欲、四肢関節の浮腫

㈡抗甲状腺剤食欲の低下

酒類の特配が廃止

今まで田植や刈上に農繁期用として酒類の特殊配給が行なわれていましたが、酒税法などの改正で今年の四月から廃止になりましたのでお知らせします。

寄附金

一金　五千円也

右は八十八才の長寿祝記念として町社会福祉事業費にご寄附下さいました。

四月二十七日

高　樋

宇都宮吉熊　殿

火魔は突如として襲つてきます！
焼けてからでは遅いです！

区	一日当り増体量	一キロ増体に要した DCP	一キロ増体に要した TDN
オイベスチン末＋ミート、モア区	一、七五キロ	〇、五八	三、八八
ミート、モア区	一、四五	〇、六七	四、四七
対照区	一、〇七	〇、八八	五、九三

発情ホルモン単用と（発情ホルモン＋黄体ホルモン）投与の効果比較

区	一日当り増体量	一キロ増体に要した DCP	一キロ増体に要した TDN
ミノベックス区	一、〇一キロ	〇、七四	五、〇一
ヘキセステロール区	〇、七九	〇、九〇	六、一〇
対照区	〇、六六	一、一四	七、六六

五、尿素飼料の与え方

尿素はアンモニアと炭酸ガスを高温高圧で化合させたもので、タンパク質飼料として（反すう獣、牛緬山羊のみ）大豆粕のかわりに利用できる。肥育牛のエサとしても充分利用できます。肉質にもわるい影響はありません。ただ尿素は食わせかたがまずいと、牛が中毒を起こす。食わせるときの注意点としては、

㈠、一度に沢山与えられない。一日に与える量は成牛で一〇〇～二〇〇グラム（二七～五四匁）まで、子牛は五〇グラム程度これを濃厚飼料にまぜて、一日二～三回に分けて食わせる。一日に三〇〇グラム以上食わせるときけんである。

㈡、水といっしょは禁もつ

㈢、蛋白質の少ないエサとまぜる蛋白質の多いエサに尿素をまぜてはなんにもならない。イモやデンプン粕といっしょに食わせるのがよい。

㈣、大豆や大豆粕、コンモンベッチなどといっしょに与えない。これらは、ウレアーゼという酵素を含み、これが尿素を分解して、有毒なアンモニアガスをだす。

㈤、大豆粕一キロ分の栄養分を尿素で代用するときの組合せは右のとおりです

㈥、なぜ尿素は飼料になるか

尿素の窒素含量は約四六％で、合理的に与えた場合には、二〇〇％の不消化粗蛋白質に相当する価値をあらわすといわれています。これは、不消化蛋白質として比較すれば大豆粕の約五倍に相当するこのほか、尿素は飼料にして与える場合には、ほとんど勢量を発生しないから、勢量を発生する澱粉質飼料または、良質の炭水化物を与える必要があります。

尿素を用いて大豆粕1Kgの代替するには

飼料	数量	養分の含量 DCP		TDN
大豆粕	1,0Kg	0,4 Kg		0,765Kg
（澱粉粕	1,2	0	0,4	0,797
尿素）	0,2	0,4		
（甘藷干	1,0	0,03	0,4	0,780
尿素）	0,185	0,37		
（燕麦	1,2	0,11	0,4	0,798
尿素）	0,145	0,29		
（フスマ	1,2	0,15	0,4	0,762
尿素）	0,125	0,25		
（米ヌカ	0,96	0,1	0,4	0,763
尿素）	0,15	0,3		
（大麦	1,1	0,1	0,4	0,787
尿素）	0,15	0,3		

蛋白質は動物にとって、重要なものであるから、飼料として与えられています。尿素中にある窒素が役立つためです。

すなわち、反芻動物では胃が四部分からなり、第一胃は最も大きくて全体の約八割を占め、胃液はださないが、細菌やプロトゾアなどのような多くの微生物がいて、これが飼料の消化に関係しかたい繊維などを分解して消化しやすくするとともに、尿素が飼料とともに入ってくれば、これを分解してその中の窒素をとって自分の体をつくります。

このようにしてつくられた微生物体の成分は蛋白質がおもなものであって、一たん口に反芻されてから、第四胃に送りこまれ、ここで消化吸収されて、蛋白質と同じような働きをすることになります。尿素は間接的に蛋白質のかわりに利用されています。

㈦、尿素はどの程度の飼料価値があるか

姶良町史蹟めぐり（二）

木津志小学校　松永守道

◈ 住吉神社

奈良時代の和銅元年（西紀七〇八）鈴木三郎政氏は、航海の神様である住吉明神を、摂州住吉から帖佐の住吉に勧請してきました。その御神興を増田の宇都前岡に安置したところ、夜になると不思議にも臼が現われ、続いて「ます」と「とかき」があらわれ、米までもバラバラ降ってきました。

政氏は神様にお供えせよとの啓示だと思って、早速、米を臼でつき「ます」と「とかき」で計り、炊いて「おとき」を作って、住吉明神にささげました。それがちょうど和銅元年の正月元旦の朝でありましたので、政氏はあらたまの年の始めに米ふりてよろづのたから今ぞますなりと一首の歌を作りました。それからは桝と増すの二つの意味をかねて地名を増田と名づけ、ここにお宮を建てて住吉明神を祭りました。

不思議はそればかりではありませんでした。例の臼から、たった一晩のうちに十六本の枝がでて、みるみるうちに大木になったので政氏は奇異の思いをして、ここに十六の宮を勧請して増田の十六大明神とよびました。

それから幾日かたった或る朝住吉明神の前に五色の幣帛が七本現われたかと思うと、一天にわかに晴れわたり、前方の村々までも明るく照らしだされました。そこで村の名を寺師（照らし）とつけることにしました。

和銅元年二月一日に政氏は、増田から住吉に住吉明神をお移ししし以後永く「うぶすな」の神として崇めたのであります。

政氏の先祖は海神豊玉彦命からでており、政氏から五代前の阿曇次郎政行は神功皇后の三韓征伐に従軍し武功があり、賞として福岡の志賀島の内、鈴木の庄を賜わり以後、鈴木の庄に住み、姓名も鈴木太郎政義と改めました。子孫は住吉の吉元幸治さんや園田さんで吉元さんのお家には代々の古い系図を持っておられます。

政氏はその後、嫡子に住吉の吉をとって吉元太郎政家と名のらせ自分は蒲生の松坂に移り、この地方の開拓につとめ、また山田の開発も行い黒島神社を創建しています。帖佐から山田地区にかけて郷土をきり開いてくれた大恩人といえましょう。

補充選挙人名簿申請は 6月12日から 6月18日までに

来る七月一日執行の参議院議員選挙に伴い補充選挙人名簿調製の期日、期間などが次のとおり決りましたが名簿は本人の申請によって登録することになっていますので、必らず期間中にもれなく町選挙管理委員会に届け出ください。

なお部落小組合長さんにはおってご通知とご依頼申上げます。

記

調製現在日　昭和三十七年六月十一日

申請期間　六月十二日から十八日まで

調製期間　六月十九日から二十四日まで

縦覧及び異議申立期間　六月二十五日から二十六日まで

異議の決定　六月二十七日

確定期日　六月二十八日

さらに該当者をわかりやすく次におしめしいたします。

昨年の十二月二十一日からことしの六月十二日までに満二〇才になる人、つまり昭和十六年十二月二十二日から昭和十七年六月十二日までに生れた人

昨年の六月十六日からことしの三月十一日までに姶良町に住むようになった人

去年の名簿にもれている人

以上の人たちをのせます。

今年の田すき賃金等が決る

五月二十一日開かれた農業委員会に今年の田鋤賃金等を協議してもらいましたところ次の通り決まりましたのでご協力をお願いいたします。

計算の基礎

三十六年度決定された賃金を基礎とし、本年度隣接町村で決定された分を参考にいたしました。

① 初田　二、二〇〇円

麦田　その他　一、八〇〇円

（一〇アール当り一貫作業の給食なし）但し立地条件、その他において特に不都合な個所、或は地域によっては右金額に二〇〇円を増すことができます。

② 耕耘機一回　一、五〇〇円

耕耘機二回　二、〇〇〇円の予定

但し一〇アール当り一貫作業給食なし

③ 賃金　中食一食付

男女　三〇〇円

賃金　給食なし　男女三五〇円

このように町内統一した賃金が定められましたからご協力下さいますようお願いします。

愛媛県真網代に姶良町出身

派遣研究生を尋ねて

先般先進地農業を視察してきましたが、その中で本町から毎年派遣研究生を受入れている愛媛県八幡浜市、真網代地区について簡単に報告します

位置は四国の南端豊後水道に面し、八幡浜市から西南端に位し（八幡浜駅から十二粁）地区の東部を海抜三〇〇米を軸として支脈が西及西南にはしり急傾斜面が海に流れリアス式海岸を形成している。地質はすべて雲母片岩を母岩として耕土浅くちょうど磯街道を思わせる所であった。

気候も本町と同じぐらいで年平均十六、五度で二月の平均七、五度である。雨量は一、七〇〇ミリ内外で本県とすべて似ている。ただ山間利用の点と農家の構えがちがっていた。山はすべて天までみかん園化し農家には「トンボ」が多くみられた。

三君の受入農家はまるで旅館のようでテレビ二台、自家用車一台年収入約五百万円ということで果樹園を案内していただいたが、一農家所有のみかん園の車道だけで四Kもあり山の頂上まで車道が通っている。その道を車で頂上まで案内していただいた。

その間、みかんの貯蔵庫、乾燥室が無数にあり、灌水、薬剤用のビニールホースが網のように広がっていた。頂上で㊙組合の技術員から真網代地区の沿革現況の説明を受けみかん園をおりる。長崎委員の言をかりると「歴史は古く設備は近代化」だ、我々一同は三君を励ますつもりで尋ねたが、反対にいろいろ教えられて責任の重大さと心強さを感じた。三君とも元気で当地の四Hクラブのクラブ員として農協技術員の信頼も厚く、受入農家とも家族同様に生活しています。以上簡単でしたが有村、徳村、福岡君が元気で研究していることをお伝えしましておわります

（農委　川田記）

写真前列右から徳村君、福岡君入来町青年後列右から矢野さんのおばあさん、使用人、主人の弟妻・矢野さんと同夫人・有村君